

地域密着型介護老人福祉施設 白峰荘 利用料金表

カッコ内は日額 月額(30日)/円

		要介護 1 (682単位)	要介護 2 (753単位)	要介護 3 (828単位)	要介護 4 (901単位)	要介護 5 (971単位)
第1段階	① サービス費	20,460	22,590	24,840	27,030	29,130
	② 食費 (300円)	9,000				
	③ 居住費 (880円)	26,400				
	①+②+③合計	55,860	57,990	60,240	62,430	64,530
		要介護 1 (682単位)	要介護 2 (753単位)	要介護 3 (828単位)	要介護 4 (901単位)	要介護 5 (971単位)
第2段階	① サービス費	20,460	22,590	24,840	27,030	29,130
	② 食費 (390円)	11,700				
	③ 居住費 (880円)	26,400				
	①+②+③合計	58,560	60,690	62,940	65,130	67,230
		要介護 1 (682単位)	要介護 2 (753単位)	要介護 3 (828単位)	要介護 4 (901単位)	要介護 5 (971単位)
第3段階①	① サービス費	20,460	22,590	24,840	27,030	29,130
	② 食費 (680円)	20,400				
	③ 居住費 (1,370円)	41,100				
	①+②+③合計	81,960	84,090	86,340	88,530	90,630
		要介護 1 (682単位)	要介護 2 (753単位)	要介護 3 (828単位)	要介護 4 (901単位)	要介護 5 (971単位)
第3段階②	① サービス費	20,460	22,590	24,840	27,030	29,130
	② 食費 (1,420円)	42,600				
	③ 居住費 (1,470円)	44,100				
	①+②+③合計	107,160	109,290	111,540	113,730	115,830
		要介護 1 (682単位)	要介護 2 (753単位)	要介護 3 (828単位)	要介護 4 (901単位)	要介護 5 (971単位)
第4段階 (減額なし)	① サービス費	20,460	22,590	24,840	27,030	29,130
	② 食費 (1,900円)	57,000				
	③ 居住費 (3,000円)	90,000				
	①+②+③合計	167,460	169,590	171,840	174,030	176,130

令和 8 年 8 月 1 日改定

※ 第1段階から第3段階の軽減適用を受けるには、市役所が発行する「介護保険負担限度額認定証」等が必要です。

※ 生活保護受給者のユニット個室利用については市役所または担当ケアマネジャーにご確認ください。

※ 利用料金は法令改正や経済情勢により変更になることがあります。

(1) 入所者に共通して加算される費用（利用料金表に含まれています）

※ 2割3割負担の方は割合に応じた金額になります

加算項目	内容等	単位(1単位＝1円)
夜勤職員配置加算（Ⅳ）イ	夜勤時間帯（午後10時～翌日午前5時まで）において、入所者の呼吸機能の低下、肺機能の低下時に喀痰吸引業務が実施できる介護職員等を配置し、緊急時に速やかに対応できる体制	61単位 (1日につき)
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	勤続年数10年以上の介護福祉士が35%以上配置	22 単位 (1日につき)
看護体制加算（Ⅱ）	常勤の看護師を2名以上配置	23単位 (1日につき)
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	基本料金および各加算の合計に14.0%加算	

(2) 該当者のみ加算される費用

※ 2割3割負担の方は割合に応じた金額になります

加算項目	内容等	単位(1単位＝1円)
初期加算	入所時または入院後の再入所時30日に限り算定	30単位 (1日につき)
入院・外泊時加算	16日まで施設外で宿泊（入院を含む）した際に算定	246単位 (1日につき)
安全対策体制加算	組織的に安全対策を実施する体制 入所月のみ算定	20単位 (1月につき)
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	他機関と連携して身体機能の評価、機能訓練計画作成の実施	200単位 (1月につき)
療養食加算	病状に合った食事の提供。1日3食を限度	6単位 (1食あたり)
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	歯科衛生士等が口腔ケアを月2回以上の実施	110単位 (1月につき)
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	科学的介護情報システム（LIFE）に入所者の情報を登録し、フィードバックを受け介護サービスに取り組んだ場合に算定	50単位 (1月につき)
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	褥瘡発生リスクへの予防対応及び改善の改善の取組みの実施	3単位 (1月につき)
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	褥瘡発生の危険性の評価、多職種協働で褥瘡ケア計画を策定し、褥瘡の発生がない場合	13単位 (1月につき)
自立支援促進加算	医師が定期的に医学的評価の見直しを行い、計画策定に参加している場合	280単位 (1月につき)
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること	5単位 (1月につき)
排泄支援加算（Ⅰ）	排泄障害を軽減できると医療職が判断し利用者が望んだ場合	10単位 (1月につき)
排泄支援加算（Ⅱ）	上記（Ⅰ）により排尿または排便状態の一方が改善されるか、悪化しない場合	15単位 (1月につき)
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	入所者の安全や介護サービスの質向上、安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づく改善活動を継続的に行っていること。見守り機器などのテクノロジーを1つ以上導入していること	10単位 (1月につき)

※ 2割3割負担の方は割合に応じた金額になります

加算項目	内容等		単位(1単位=1円)
協力医療機関連加算	協力医療機関である病院と入所者の病状や病歴等の情報共有を定期的に行い、今後病状が急変した場合の相談対応を行う体制や入院の受け入れ体制を確保する		50単位 (1日につき)
看取り介護加算(Ⅱ)	終末期を迎えた際、面会の緩和など終末期に相応しい適切な介護サービスを提供するなど看取り体制を行った場合	死亡日以前31日以上45日以下	72単位 (1日につき)
		死亡日以前4日以上30日以下	144単位 (1日につき)
		死亡日以前2日以上3日以下	780単位 (1日につき)
		死亡日	1580単位 (1日につき)
配置医師緊急時対応加算	通常の勤務時間外(医師の通常の勤務時間外の場合)		325単位 (1回につき)
	早朝(6時～8時)・夜間(18時～22時)		650単位 (1回につき)
	深夜(22時～翌6時)		1300単位 (1回につき)

※ 外泊・入院時は介護サービス費に代えて外泊加算を算定します。

※ 外泊・入院時も居住費は発生します。負担限度額認定を受けている場合、月6日までは減免の対象となりますが、7日目以降は一日あたり減免の居住費を負担していただきます。

減免の対象外の方については、一日あたり3,000円を負担していただきます。

(3) 介護保険負担割合 2割負担について

○ 合計所得金額が160万円以上であり、

(単身世帯) : 年金収入＋その他合計所得金額＝280万円以上 (単身で年金収入だけの場合も280万円以上に相当)

(夫婦世帯) : 年金収入＋その他合計所得金額＝346万円以上

(4) 介護保険負担割合 3割負担について

○ 合計所得金額が220万円以上であり、

(単身世帯) : 年金収入＋その他合計所得金額＝340万円以上の人(単身で年金収入だけの場合は344万円以上に相当)

(夫婦世帯) : 年金収入＋その他合計所得金額＝463万円以上

※ (3)(4)について(注) : 「合計所得金額」＝収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の金額を指す。

上記基準についての詳細は、市介護福祉課までお問い合わせ下さい。

(5) 介護保険負担限度額認定証について(参考)

利用者負担段階	対 象 者		※平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
			預貯金額（夫婦の場合）(※)
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
	・世帯(世帯を分離している配偶者含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額(※)＋合計所得金額が、82.65万円以下	650万円(1,650万円)以下
第3段階①		年金収入金額(※)＋合計所得金額が、82.65万円超～120万円以下	550万円(1,550万円)以下
第3段階②		年金収入金額(※)＋合計所得金額が、120万円超	500万円(1,500万円)以下
第4段階(減額なし)	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

※(注) 利用負担段階の第2段階と第3段階とを区分する年金収入等に、

非課税年金(障害年金、遺族年金)が、所得として合算される。

※ 世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税非課税。

※ 非課税年金＝遺族年金(寡婦、かん夫、母子、遺児年金を含む)や障害年金などを指す。

ただし、弔慰金・給付金などは対象外になる。。

※ 預貯金等＝預貯金、投資信託、有価証券、

その他の現金、負債(一般的な金銭の借入、住宅ローン等)

を指す。生命保険、貴金属(時価評価額の把握が困難なもの)は対象外になる。

※ 上記基準の該当、非該当等については、市介護福祉課までお問合せください。

(6) その他(雑費)

その他	備 考	利用料金
家電製品電気料	テレビ・電気毛布・電気あんか・電気シェーバー等 居室内でコンセントを使用した場合は	50 円/日
日常生活費	衣類、ポータブルトイレ消臭液、入れ歯ポリデント等	実 費
介護医療用品費	本人に必要な物品(車椅子クッション、介護シューズ、 食事器具、滅菌ガーゼ等)	実 費
おやつ代	午前に提供される 飲み物(コーヒー・紅茶等)、お菓子	実 費 (月平均 200～300 円)
	午後に提供される おやつ原材料費	70 円/日
預かり品管理サービス利用料	貴重品管理(各種保険証)、介護保険の更新手続き・ 認定調査立会い、預かり金の管理	50 円/日 (希望者に限る)
教育娯楽費	レクリエーション活動の材料費です (おやつ作り・季節行事・本人の嗜好品)	実 費
理美容サービス代	出張理美容をご利用いただけます 希望により毛染め、パーマ可能 ※別途料金が掛かります	2,000～2,200 円 /1カット
クリーニング代	実費は希望による場合です ※日常の洗濯費は掛りません	実 費
健康管理費	予防接種費用、栄養補助食品 等	実 費
医療費	診察代、お薬代	実 費

※1. ①預かり品管理については、別途同意書が必要となります。

② (1 ヶ月あたり費用算出) ⇒事務処理回数×処理時間×期間貸率

■貴重品管理サービス利用料：平均 7回 × 0.13h × 1,700 円 ≒ 1,500 円

※2. 日常生活費、午前おやつ代、預かり品管理サービスについては、入所者およびご家族の希望によつてご負担いただきます。

※3. 上記以外に入所者にご負担いただくことが適当であると認められる費用・物品については、事前に入所者および代理人等の了解を得た上で徴収させていただく、又はご購入をお願いします。

※4. 居室保持料→入院等で不在になる場合、入所者またはご家族の希望により、概ね最長3ヶ月間は

所定の料金を徴収することで居室保持ができるものとします。

- (1) 第1～3段階の方は、不在後6日目までは外泊・入院時加算が適用されます。不在後7日目以降は居住費の負担限度額を徴収させていただきます。
- (2) 第4段階の方は不在後、第4段階の居住費設定額を徴収させていただきます。